

IT・ソフトウェア特許の新潮流

～活用・防御から標準化まで～

0. 編集にあたって

須川賢洋 (新潟大学)

金子 格 (東京工芸大学)

井上 拓 (日本アイ・ビー・エム (株))

知的財産権の重要性が叫ばれるようになってすでに久しいが、その重要性は日々重みを増しているだけでなく、非常に複雑化、広範囲化し、そして学問領域としてもボーダレス化している。本特集の計画・編集自体がまさにそれを反映するような作業であった。

知的財産権は大きく3つに分類することができる。1つ目は文化的所産を保護する著作権。本特集ではこれは取り扱わないことにした^{☆1}。2つ目が、特許庁が「産業財産権」と呼んでいる、特許権を中心とした実用新案権、商標権、意匠権を含む4つの権利である。そして最近3つ目のグループとして保護範囲が大きくなったのが、不正競争防止法や民法、独占禁止法、関税法などの諸法を利用した権利保護方法である。今回はこれらのうちから、まず特許権を中心として取り上げ、さらに特許権では対処できない領域を補完するものとして、日本では不正競争防止法上に規定されている営業秘密（トレード・シークレット）保護を取り扱うことにした。

さらに、ITに関する特許問題だけを取り上げることにしてもその範囲は非常に広い。たとえば、一時期に騒がれたソフトウェア特許、数式特許、ビジネス方式特許などもその範疇に入るであろう。しかしながら、本特集はこれらの問題を取り扱ったものではないことをまずお断りしておきたい。

本特集では、特許を中心とする知財問題に関して、

情報処理にかかわる人が今後のために知っておいてもらいたい最新の話題を提供することに範囲を絞っている。そのため、「特許とはどのようなものか？」などといった基礎的な知識はできるだけ教科書などに譲ることとし、まだ基本書などにあまり書かれていないことや、今後、話題になるであろう最新の情報を提供することを編集方針とした。それゆえ、法律の解釈や請求項（クレーム）の書き方よりも、どのように権利確保をしていくか、調査／出願時や活用／訴訟時の関連システムの利用方法、また特許に頼った方がよい場合、頼らない方がよい場合の紹介などに重点を置いている。

このような内容を掲載するための、執筆者の専門も多岐にわたる。技術者／法律家、研究者／実務家とさまざまな分野の人々に参集願った。

1. 『知的財産とは何か』（桑原）では、最初の記事として、1970年以前から直近の2011年の法改正まで、特許と営業秘密に関する保護政策の一連の流れを紹介している。本特集のナビゲータ役も兼ねる文章でもある。さらには、特許庁が中小企業に対する権益保護の一貫として最近見直している「先使用権」の活用などを紹介している。

2. 『特許と情報学』（谷川）では、弁理士の立場から、特許システムの開発も手がけている人の手による解説である。この解説で言う「特許システム」とは単に公開されている特許を検索するシステムを指すのではない。発明（製品）の立案・出願の段階

☆1 ただし、かつて1970年代に「ソフトウェアを何法で保護すべきか？」という議論があり、結果として著作権法での保護に落ち着いたという歴史的事実に関しては、若い読者のためにいくつかの記事に記載してもらっている。

から、製造段階、さらには権利行使の段階まで、一連のさまざまなシステムを有効に活用することこそが、これからの情報処理にかかわる者にとって必要であることを説いている。

3. 『IT エンジニアが知っておくべき特許情報調査の基礎知識』（野崎）では、前記事の話をもとに進めて、特許システムを実際に使って特許情報調査を行う際の留意点についてまとめている。調査の目的・種類ごとの相違点を説明し、特に、調査時に適切な検索式をいかに組み立てることが重要かという点に力点が置かれている。

4. 『知財紛争とデジタル・フォレンジック』（木原）は、知財訴訟を想定した証拠保全に関する話題である。特にアメリカでは「ディスカバリ（証拠開示）」という独自の裁判制度があり、国際紛争が避けて通れない特許や営業秘密裁判では、ディスカバリに対処することがいかに重要であるかを解説している。また、知財紛争に巻き込まれた場合だけでなく、巻き込まれないようにするためにも、デジタル・フォレンジックを活用することを推奨している。

5. 『ソフトウェア産業の発展を阻害するパテントトロールへの対策』（平塚）では、今、大きな問題となっている「パテントトロール」について解説する。本稿の優れたところは単にパテントトロールを非難するだけでなく、どのような制度改革が有効かを具体的に提示している点にある。また、大学や研究機関が保有特許によって収入を得ようとするのはパテントトロール問題とは分離してきちんと保護すべきであることを説いている。

6. 『IT・ソフトウェアの標準化と特許』（金子、加藤木）では、実際に標準化に携わった人たちの手による論考である。法制度のほかに、技術の「標準

化」は知財問題に多大な影響を与える。標準化と特許問題は時には対立し、時には妥協点を見出しつつ歩んできた。具体的な事例（事件名）をあげつつ、将来の展望とどう取り組むべきかを述べている。

コラム『特許と MPEG の 25 年』（Chiariglione）は、今特集への特別寄稿とも言うべきものである。本稿の著者は、長年、MPEG 標準に中心的人物として携わってきた。しかしながら本稿は決して単なる四半世紀の歴史的回顧録ではない。今後標準として使われていくであろう技術や、初期標準技術の特許期間が消失することによってまた新しい何か生まれる可能性も示唆している。

折しも、アップルとサムスンが世界中でスマートフォン技術をめぐるとの特許戦争を行っている真っ最中である。本特集の編集時点では、これら一連の訴訟結果が最終的にどのようなようになるかは分からない。しかし確実に言えることが1つある。それは、かつて富士通や日立といった日本企業の知財部が、当時“巨人”と言われたあの IBM との知財訴訟を経験することによって多大な力をつけたように、韓国 IT 企業の知財部も今訴訟を経て非常に強力なものになるということである。その大きな力が次に向けられるであろう先は当然日本企業であり、我が国はそれに備えなければならない。

特許や知財問題は、国の政策にとどまらず、研究活動や、国民の生活レベルにまで多大な影響を及ぼす。特に変化の激しい IT・コンピュータ分野ではことさら敏感な反応が必要になると言えよう。本特集がそのための情報の一片を提供することができ、さらに将来起こり得る問題について考えるきっかけになってもらえれば幸いである。（2012年11月29日）